別紙　注意事項

第２回鶴岡ごはん日本一 応募申込資格について

「就農」という言葉の意味には、色々な捉え方がありますが、「鶴岡ごはん日本一」における「就農」については以下のとおり定めますので、応募にあたっては次の各項をよくお読みの上、注意してお申し込み下さい。

１．「就農の考え方」について

第２回鶴岡ごはん日本一において、「就農」とは、稲作に係る一連の農作業を申込者自らが開始することを指します。

「稲作に係る一連の農作業」とは、「（育苗）、代かき、田植え、水管理、稲刈り、出荷」までの農作業を指します。

上記の農作業の一部のみを行っている場合（手伝い含む）、就農とはみなしません。

「稲作に係る一連の農作業」を開始した年の４月を就農開始時期として下さい。

２．「就農１０年以下の考え方」について

平成２６（2014）年から令和５（2023）年までの１０年間に就農した者を指します。

※ 令和　５年４月（2023 年４月）から就農した場合を　１年目とし、
　平成２６年４月（2014 年４月）から就農した場合を１０年目とします。

３．農業法人等に在籍している場合

農業法人等に就職し、「稲作に係る一連の農作業」を開始した年の４月を就農開始時期として下さい。

４．国・県・市町村の補助事業等を活用している場合

上記に関わらず、国・県・市町村の補助事業（農林水産省「新規就農者育成総合対策」等）を活用している場合、当該事業における就農開始時期を確認したうえで申し込みを行わないと、交付停止で返還が発生する場合があります。

本大会実行委員会では、補助金返還等に対して一切の責任を負いません。

また、大会への申し込みに際し、これらの問い合わせには一切応じられませんので、事前に住居地の市町村にご確認下さい。

応募期間　　令和５年５月１２日（金）～８月２９日（月）
申 込 先　　999-7696　鶴岡市藤島字笹花２５
鶴岡市藤島庁舎産業建設課内　鶴岡ごはん日本一実行委員会事務局
FAX:0235-64-5847　E-mail:ekotaun@city.tsuruoka.yamagata.jp